

札幌市告示第1379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称
株式会社札幌リゾート開発公社
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌市藤野野外スポーツ交流施設（札幌市南区藤野）
- 3 管理を行わせる期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理運營業務
 - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。